「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため の基本的な指針」改正後の概要について

1 基本指針について

- ○「基本指針」(大臣告示) は、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- ○都道府県及び市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定。
- ○計画期間は令和6年4月~令和9年3月。

2 基本指針見直しの主な内容

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏 まえた見直し

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した 研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

① よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

② 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

③ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意 見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

改正前	改正後
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数 令和元年度末施設入所者の 1.6%以上	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数 令和4年度末の5%以上削減
削減 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・入院後3か月時点の退院率 <u>69%</u> 以上・入院後6か月時点の退院率 <u>86%</u> 以上・入院後1年時点の退院率 <u>92%</u> 以上・退院後1年以内の地域平均生活日数	(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・入院後3か月時点の退院率 <u>68.9%</u> 以上・入院後6か月時点の退院 <u>率</u> <u>84.5%</u> 以上・入院後1年時点の退院率 <u>91.0%</u> 以上・退院後1年以内の地域平均生活日数
316日以上 (3) 地域生活支援の充実 ・ 令和 5 年度末までに地域生活支援拠点 等を確保	325.3 日以上 (3) 地域生活支援の充実 ・ 令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備 ・ コーディネーター、担当者を配置、効果的な支援体制、緊急時の連絡体制を構
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	築 ・強度行動障がいを有する者への支援体制を整備 (各市町村又は圏域) (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 令和元年度の1.27倍以上 就労移行支援事業による一般就労への移行者数 令和元年度の1.30倍以上 	 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上 ・就労移行支援事業による一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上 ・就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
 ・就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数令和元年度の 1.26 倍以上 ・就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数令和元年度の 1.23 倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数令和5年における就労移行支援事業等を通じ 	就労移行支援事業所の5割以上 ・就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
て一般就労する者のうち7割 ・就労定着支援事業による就労定着率 8割以上の事業所を7割	 ・就労支援事業による就労定着率 <u>7割以上の事業所を2割5分以上</u> ・地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を活用して推進
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	(5) <u>障がい児支援の提供体制の整備等</u> ・ <u>難聴児の早期発見・早期療育を推進する</u> ための計画を策定

・難聴児支援のための中核的機能を有す ・難聴児支援のための中核的機能を有す る体制を確保 る体制を確保及び新生児聴覚検査から 療育につなげる連携体制の構築に向け た取組を進める ・医療的ケア児支援のための関係機関の ・医療的ケア児支援センターの設置、医療 協議の場の設置及び医療的ケア児等に 的ケア児等の支援を総合調整するコー ディネーターを配置(県) 関するコーディネーターを配置 ・障がい児入所施設からの移行調整に係 新) る協議の場を設置 ・全ての市町村において保育所等訪問支 ・全ての市町村において地域社会への参 加・包容 (インクルージョン) を推進す 援を利用できる体制を構築 る体制を構築 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地 ・ 基幹相談センターを設置(各市町村) 域の相談支援体制の強化を実施する体 ・協議会における個別事例の検討を通じ 制の確保 た地域サービス基盤の開発・改善等を 行うための体制の確保 (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させ (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させ るための取組に係る体制の構築 るための取組に係る体制の構築 ・各都道府県及び各市町村において、サ ビスの質向上のための体制を構築